

◎行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

律の整備等に関する法律

(平成二六年六月一三日法律第六九号)

一、提案理由(平成二六年四月二四日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び行政手続法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

(略)

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、三百六十一の関係法律について、審査請求及び異議申し立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行うとともに、国税、関税等について、審査請求の前段階で処分庁が簡易に処分を見直す手続である再調査の請求を、社会保険、労働保険等について、審査請求の後にさらに第三者機関等が審理を行う手続である再

審査請求を設けることとしております。また、不服申し立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる不服申し立て前置について、不服申し立て件数が大量にあるもの等を除いて廃止するとともに、二段階の不服申し立てを経なければ訴訟を提起することができない仕組みは全て廃止するなど、所要の規定の整備等を行うこととしております。

(略)

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二六年五月二三日)

○高木陽介君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、三百六十一の関係法律について、不服申し立ての種類の一元化に伴う規定の整備

.....(略).....

略

略

○山本香苗君　ただいま議題となりました三法律案につきまし

二四五

略

略

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

討論を終局し、順次採決の結果、行政不服審査法案及び行政

二四五

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
定いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。